

介護保険課給付係から ケアプラン点検への協力のお願い

健康福祉局長寿社会部介護保険課



1.ケアプラン点検とは

ケアプラン点検は、介護給付費適正化事業の主要事業に位置づけられる取組であり、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。（厚生労働省ホームページより抜粋）

川崎市では、市内の居宅介護支援事業所の中から、毎年一定の条件の居宅介護支援事業所を選定し、文書により居宅サービス計画の提出を求めてケアプラン点検への協力を依頼しております。提出があった居宅介護支援事業所へは、ケアプラン点検結果報告書により、結果を通知しています。

概ね2～3年に1度の依頼とはなりますが、適正な給付の観点から実施件数を増やしていることもあり、実施の翌年にも依頼する場合があります。その際は是非ご協力をお願いいたします。

令和5年度 : 524件(124事業所)

令和4年度 : 349件(124事業所)



2. 利用回数が多いケアプランの届出について

生活援助中心型サービスの利用回数が左下図の回数以上となった場合は、市町村にケアプランの届出が必要です。

※一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第13条第18号の2

介護度	利用回数	【提出書類】
要介護1	27回／月	①アセスメントシート
要介護2	34回／月	②ケアプラン(第1表～第7表)
要介護3	43回／月	※ケアプラン第6表の作成年月日の翌月末までに提出が必要です
要介護4	38回／月	【郵送先】
要介護5	31回／月	〒210-8577
		川崎市川崎区宮本町1番地
		川崎市役所健康福祉局介護保険課給付係 行
		<ケアプラン在中>

詳細は川崎市介護支援専門員連絡会のHPでもご確認いただけます

<https://www.kawasaki-caremane.com/oyakudachi.html>

トップページ>お役立ち情報>日々の業務で役立つツール>訪問介護・ケアマネジメントツール～生活援助の考え方～(H30.12.1改訂版)(分割掲載による続き③)

※受領した届出はケアプラン点検書類として扱い、後日ケアプラン点検結果報告書にて結果を通知します。

